

【資料 1】

海洋環境体験学習イベント業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「海洋環境体験学習イベント業務委託（以下「本業務」という。）」に係る受託候補者を選定するための企画提案競技について、必要な事項を定めるものです。

1 業務内容

- (1) 業務名
海洋環境体験学習イベント業務
- (2) 業務内容
別紙「海洋環境体験学習イベント業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日まで
- (4) 契約上限額
3,216,180 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施スケジュール（予定）

- (1) 企画提案競技に係る書類の掲載開始 令和 7 年 4 月 18 日（金）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 令和 7 年 4 月 23 日（水）正午まで
- (3) 上記質問に対する回答 令和 7 年 4 月 25 日（金）
- (4) 参加資格確認申請書等の提出期限 令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時まで
- (5) 参加資格の確認結果通知 令和 7 年 5 月 2 日（金）
- (6) 参加が認められない理由の請求 令和 7 年 5 月 8 日（木）正午まで
- (7) 企画提案書の提出期限 令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 5 時まで
- (8) 審査会の実施 令和 7 年 5 月下旬頃
- (9) 審査結果の通知 令和 7 年 5 月下旬頃
- (10) 契約締結 令和 7 年 5 月下旬頃

3 参加資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者で、かつ、県から参加資格の確認を受けた者としてします。

- (1) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団

員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者

4 企画提案競技の手続きに関する事項

- (1) 担当課 秋田県生活環境部環境整備課 調整・循環型社会推進チーム

住 所 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号（本庁舎5階）

電 話 018-860-1622

メール recycle@pref.akita.lg.jp

- (2) 企画提案競技の書類の掲載

ア 掲載書類

(ア)【資料1】企画提案競技実施要領（本書）

(イ)【資料2】業務委託仕様書

(ウ)【資料3】企画提案競技審査委員会設置要領

(エ)様式集（様式1～5）

イ 掲載場所

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」環境整備課のページ及び「県政情報」―「電子手続き・入札・補助金等」―「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載します。

- (3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、（様式1）質問票により受付します。

ア 受付期間

令和7年4月18日（金）から令和7年4月23日（水）正午まで

イ 提出先

環境整備課

ウ 提出方法

電子メールに限ります。

エ 回答方法

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の環境整備課のページ及び「県政情報」―「電子手続き・入札・補助金等」―「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載します。

オ 回答の掲載期日

令和7年4月25日（金）

- (4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書等の書類を提出期限までに環境整備課に提出してください。

ア 提出書類

(ア)（様式2）企画提案競技参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）1部

(イ)（様式3）会社概要 1部

イ 提出期限

令和7年4月30日（水）午後5時まで

ウ 確認結果

令和7年5月 2日（金）に通知します。

エ 留意事項

(ア) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消します。

(イ) 提出期限までに提出しない者は、参加資格が無くなります。

(ウ) 提出書類を郵送で提出する場合は、書留にて提出期限までに必着となるよう提出してください。

(5) 参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失います。また、都合により辞退する場合には(様式4)企画提案競技参加辞退届を提出してください。

(6) 参加が認められない理由の請求

ア 参加資格の確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次により県に対し書面(任意様式)でその理由の説明を求めることができます。

(ア) 提出期限

令和7年5月8日(木)正午まで

(イ) 提出先

環境整備課

(ウ) 提出方法

電子メールに限ります。

イ 県は、請求の書面を受理した日から5日以内に、説明を求めた者に対してその理由書を電子メールにより送付します。

(7) 企画提案書の作成及び提出

参加者は、(様式5)企画提案書作成要領を参照の上、次の審査書類を提出期限までに、環境整備課に提出してください。

ア 審査書類

(ア) 企画提案書

(イ) 見積書

見積書には消費税等を含む総額を記載してください。

イ 提出期限

令和7年5月20日(火)午後5時まで

ウ 提出部数

(ア) 企画提案書 10部

うち1部は複製作成用として、クリップ等で留めたものとしてください。

(イ) 見積書 1部

企画提案書の内容を実施するための費用(総額は実施要領に定める契約上限額を超えない範囲とし、その内訳も示してください。)、商号又は名称、所在地、代表者職氏名及び連絡先を記載した見積書(秋田県知事あて)を提出してください。

(ウ) 「賃金水準の向上」に関する書類 1部

【資料3別紙1】企画提案競技審査票のうち、「審査項目(賃金水準の向上)」に該当する場合は、以下の書類を提出してください。

〈提出書類一覧〉

算出方法	区分	実績確認のため提出する書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当た	役員及び従業員が対象	(a)	(b)

りの平均給与額の対前年増加率	役員を除く従業員が対象	(b)	(b)
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

(a) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(b) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類

(エ) 「女性の活躍推進」に関する書類 1部

【資料3別紙1】企画提案競技審査票のうち、「審査項目（女性の活躍推進）」に該当する場合は、以下の書類を提出してください。

一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	都道府県知事が交付するえるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し（写真等可）

エ 留意事項

(ア) 郵送で提出する場合は、書留にて提出期限までに必着となるように提出してください。

(イ) 提出できる企画提案書は、1案のみとします。

(ウ) 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなします。

(エ) 一度提出した企画提案書は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(オ) 企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

5 企画提案競技の審査と受託候補者の選定方法

【資料3】企画提案競技審査委員会設置要領に基づき、審査を行います。

(1) 審査日程

令和7年5月下旬頃を予定しています。詳細については改めて連絡します。

(2) 審査方法

参加者によるプレゼンテーションにより実施します。実施日時は後日連絡します。

(3) 選定

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、第1位順位者を受

託候補者として選定します。

(4) 結果通知

審査の結果は、企画提案競技参加者に通知するとともに、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の環境整備課のページ及び「県政情報」―「電子手続き・入札・補助金等」―「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載します。

(5) その他

第1順位者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県財務規則第4号）第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として秋田県に納付する必要があります。ただし、同規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 契約に係る仕様等

委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行った上で、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の追加、変更又は削除をする場合があります。また、締結する契約書に添付する仕様書についても、県と契約候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は変更される場合があります。

(4) 選定の取消し等

契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。

(5) 使用言語等

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

7 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画提案競技に当たっては競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならない。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合があります。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。

イ 参加者が県に提出した書類は、返却しません。

(2) 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。

(3) 本件の企画提案書等の提出に要する費用は、参加者の負担とします。